

# 青森県報

第二百九十号

令和三年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

○青森県報発行規程の一部を改正する規程……………	(総務学事課) ……	一
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉 保険課) ……	一
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	二
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こども みらい課) ……	三
○障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) ……	三
○保安林の指定施業要件の変更予定……………	(林政課) ……	三
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	四
○右 同……………	(同) ……	五
○右 同……………	(同) ……	五
○公共測量の終了……………	(監理課) ……	五
○車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………	(道路課) ……	六
○車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………	(同) ……	六
○都市計画の変更……………	(都市計画課) ……	六
○都市計画事業計画の変更認可……………	(同) ……	七
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	七

## 公 告

○都市計画区域の変更…………… (都市計画課) ……七

## 告 示

青森県告示第二百二十四号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程(昭和五十一年三月青森県告示第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二部」を「一部」に改める。

### 附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

青森県告示第二百三十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名 氏 名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所			

株式会社ひかり	弘前市大字清原四丁目七の七	短期入所生活介護	大開ショールステイすこや家	弘前市大字大開三丁目六の一	令和 三・四・一
---------	---------------	----------	---------------	---------------	----------

青森県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		廃止の年月日	廃止の年月日
			名称	所在地		
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	福祉用具貸与	ゆあらいサポート	平川市館田中一前田三一六	令和 三・二・二四	令和 三・三・三
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	特定福祉用具販売	ゆあらいサポート	平川市館田中一前田三一六	〃	〃
社会福祉法人さくら会	和田市東二番町の五〇	訪問介護	さくら荘	三戸郡五戸町の大字倉石平六四	三・二・二六	〃
社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	訪問介護	ホームサハ	むつ市脇野沢渡向七三の一	三・二・三三	〃
合資会社岡村商店	三戸郡五戸町一丁目一の一	福祉用具貸与	ハートおかむ	三戸郡五戸町一丁目一の一	三・二・二九	三・四・九
合資会社岡村商店	三戸郡五戸町一丁目一の一	特定福祉用具販売	ハートおかむ	三戸郡五戸町一丁目一の一	〃	〃

青森県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定の年月日
			名称	所在地	
株式会社ひかり	弘前市大字清原四丁目七の七	介護予防短期入所生活介護	大開ショールステイすこや家	弘前市大字大開三丁目六の一	令和 三・四・一

青森県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		廃止の年月日	廃止の年月日
			名称	所在地		
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	介護用具貸与	ゆあらいサポート	平川市館田中一前田三一六	令和 三・二・二四	令和 三・三・三

社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	特定介護予防施設	ゆあらい	平川市館田中一前田三一六の	〃	〃
社会福祉法人さくら会	十和田市東二番町二の五〇	介護予防訪問介護	さくら荘	三戸郡五戸町大字倉石中平六四一	三・二・二六	〃
合資会社岡村商店	三戸郡五戸町字一の	介護予防施設	ハート	三戸郡五戸町一	三・二・二九	三・四・九
合資会社岡村商店	三戸郡五戸町字一の	特定介護予防施設	ハート	三戸郡五戸町一	〃	〃

青森県告示第二百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
スマイル薬局野辺地店	一 上北郡野辺地町字野辺地六八の	令和 三・三・三三

青森県告示第二百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
一般社団法人 社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一 字石田一二一の一	名称	所在地
就労継続支援A型	生活介護	名称	所在地
就労継続支援A型事業所ハナタバ	平成の家	名称	所在地
〃	〃	名称	所在地
〃	〃	名称	所在地

青森県告示第二百四十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 三戸郡新郷村大字戸来字雨池三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、三七六、三八〇の五、三八〇の六、三八〇の一六
- 二 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第**二百四十二号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五所川原市大字原子字山元二八〇の三・二八四の一・二八四の五・二八四の一〇・二八四の一三・二八五の一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、二八〇の五八、二八四の七、二八四の一、二八五の五、二八五の六、二八五の四〇から二八五の四三まで、三〇六の一、三〇六の二

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第**二百四十三号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の七九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第**二百四十四号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三 三戸郡三戸町大字蛇沼字山井沢二一、二二、字七屋敷二九  
保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百四十五号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字下杉ノ平三八の一、字大久保四八の一、四九の一、五五の二、字中村八〇の三、八五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百四十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二四六の二八(次の図に示す部分に限る。)、字薄市山一の四八から一の五〇まで、一の一〇七から一の二〇九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百四十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方事務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

三 測量の期間

令和二年十月五日から令和三年二月二十六日まで

四 測量の地域

青森市大字三内字沢部及び稲元の各一部地域

青森県告示第百四十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	下北郡大間町大字大間字奥戸下道一九の二から 下北郡大間町大字大間字中山二五の四八まで

二 指定する年月日

令和三年四月一日

青森県告示第百四十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道三四〇号	八戸市南郷大字島守字力石一七の一から 八戸市大字新荒町四一の二まで
県道妙売市線	八戸市大字新荒町四一の二から 八戸市売市一丁目二の一六まで

二 指定する年月日

令和三年四月一日

青森県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課及び藤崎町建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五所川原都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五所川原市

二 都市計画事業の種類

五所川原都市計画下水道事業（五所川原市公共下水道事業）

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第百五十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県信用漁業協同組合連合会

青森市安方一丁目

を

東日本信用漁業協同組合連合会  
青森支店

青森市安方一丁目

に改める。

公

告

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、浪岡都市計画区域を次のとおり変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画区域の名称

浪岡都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

藤崎町大字増館字若柳、字宮元、大字郷山前字山井、大字吉野田字吉野及び大字水木字稲田の各一部

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円